

令和4年度第5回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年8月18日(木)午前9時30分～午前11時28分
- 2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)
荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、
上田 正士、片山 潤之、賀屋 忠之、
神田 一夫、重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、
長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、
安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(2名)
小野 基之、海地 博志

(3)事務局
徳本局長・岸本参事・久保副主幹・竹中主任主事

(4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 良一(いとう りょういち) 委員 及び、

井上 浩一郎(いのうえ こういちろう) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、宮野下、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、57アールとなります。

議案第2号、鑄銭司、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は206アールとなります。

議案第3号、鑄銭司、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は36アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達しております。

議案第4号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は、1,425アールとなります。

議案第5号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は14アールとなり、山口市が定めた空き家に附随する農地の別段面積1アールに達しております。

議案第6号、秋穂二島、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は52アールとなります。

議案第7号、秋穂西、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は247アールとなります。

議案第8号 秋穂西、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は245アールとなります。

議案第9号、佐山、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は175アールとなります。

議案第10号、佐山、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は91アールとなります。

事務局

議案第11号、佐山、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は120アールとなります。

議案第12号 阿知須、有償移転です。
申請人は、宇部市内に居住する者です。
取得後の経営規模は241アールとなります。

議案第13号、徳地山畑、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は135アールとなります。

議案第14号、阿東生雲西分、無償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は177アールとなります。

議案第15号、阿東地福下、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は1,924アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

委員A

7号議案と8号議案、秋穂の議案ですけれども。経営規模面積のところ、山内さんという、同じ方のところへ。で、最初のところで取得面積が247アールで、8号議案の方が245アールとなっていますが、これはどういうことでしょうか。

事務局

こちらは別々の議案ですので、その議案ごとに審議することとなります。なので7号議案の方は247アール、8号議案が245アールとなったのは、元々経営面積が240.8アールあって、7号議案は644㎡の追加、8号議案は503㎡の追加ということで、差が出ています。どちらもまだ許可されているものではありませんので、経営面積には個別に入れていくという考えで、面積が変わっています。

委員B

14号議案。これは後継者にいくから面積は変わらないですよ。で、経営面積は同じですが自作面積が117アールと177アールになっています。これは間違いではないですか。

事務局

議案9ページ、14号議案ですが、A委員御指摘のとおり、譲渡人の経営面積177.4アールとなっていて、自作面積が117.4アールになっていますが、ここが177.4アールの間違いです。訂正をお願いいたします。

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

議長

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

議長

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図16ページを御覧ください。
申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第16号、矢原、用途地域内にある第3種農地に、経営中の共同住宅の代替の共同住宅を建築するものです。

位置図を御覧ください。現在、申請地は道路に接していませんが、今後北東側の大きな道路が伸びてくるということで、「#」という建物があり、これが申請者の経営しているアパートですが、道路の拡幅によりこの建物を崩さなければならないということで、代替のアパートが必要になり、今回の申請が出ています。なので、申請地と細い道の上に農地が残るようになっていますが、今後山口市が許可を要しない、公共的な買収であれば農地法の許可はいらないのですが、そういった形で買い取って道を広げていくということでこの申請が出ていますので、接道についても問題ないと考えています。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案はすべて「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案12ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第17号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第18号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第19号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第20号については、議案第21号が同時に提出されていますので、合わせて御説明いたします。

議案第20号及び議案第21号、大内氷上四丁目、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第22号、大内問田四丁目、用途地域内にある第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第23号、宮野上、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第24号、宮野上、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、宮野下は、設備認定書類の提出がなく、書類不備のため保留となります。

議案第26号、平井、用途地域内にある第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第27号、平井、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第28号、平井、用途地域内にある第3種農地に、貸駐車場を整備するものです。

議案第29号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、老人ホーム等を建築するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

また、地区協議会において周辺の営農に支障が生ずるおそれがあるとして、許可できないとの結論に至り、申請代理人へ報告したところ、事業計画変更も視野に入れ問題解決に努めるとのことでしたので、当該事案は保留となります。

議案第30号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、資材置場を整備するものです。

なお、申請地は、平成30年頃から農地法の許可を得ることなく、資材置場としての利用がなされているものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第31号、小郡明治一丁目、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、この事案につきましては、建築基準法による建築審査会の許可と同時施行といたします。

議案第32号、阿知須、公共施設に比較的近い第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

議案第33号、阿知須、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、申請地は、令和3年5月に農地法の許可を得ることなく整地がなされているものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第34号、阿知須、用途地域内の第3種農地に、職員駐車場を整備するものです。

議案第35号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

委員B

議案26号ですが、つまり121番1と154番を潰して、こういう風にすると。残る農地が変

な形で残りますが、これについては営農に支障があるとか、そういうことはないのですか。

事務局

議案は18ページ、参考位置図は25ページです。どちらも部分転用という形になりますが、土地の所有者と今家を建てる方は親族で、御実家の近くに建てたかったということが一番だと思います。委員の方もやはり形がおかしくなるというところで、所有者に対して「これで耕作は大丈夫か」ということは、一言声をかけていただきたいと思います。その際には、形はいびつになりますが、耕作管理についてはしっかりやっていくという回答をいただいたということで、地区協議会では問題なしという回答になっています。

委員B

これを見たら、破線の方に家を建てれば、もう少し形良く残るけれども、検討されているということであれば、良いかと思います。

委員A

小郡の5-1、これ、建築審査会と同時施行となっていますが、自己用住宅の中にセットバックと書いてあったりしますが、この辺りがよく分かりませんので、説明していただければ。

事務局

一般的なところですが、建物を建てる時には、建築審査会というものを絶対に通らなければいけないんですよ。なので、今新しく家を建てようと思ったら、接道を4m取らなければいけないとか、色々問題があるので、で、前面道路に必要な幅が無い場合には、自分の敷地を道みたいな形にして、これをセットバックと言いますが、ここには建物をたてませんよと、通るために使うんですよ、というものがセットバックになります。そういった基準を満たすかどうかという、建築基準というものがありますが、そういった基準で建てられるかどうかということで建築審査会というものがありますので、そこを通らないと建物が建たないのでですね、そういったところで、この場所で建物が建つのか、といった場合には、建築審査会を経て一緒に許可を出すという形になっています。農地法だけ許可しても、建築審査会を通らない、接道が取れていないとか、建物が建てられないとか、そういった話になってしまうと、一方では許可を出して、一方では許可を出していないといったことになり

ますので。農地法は基本的に関係法令を満たしていること、守っていることが許可基準にありますので、そういったところで開発許可とか建築審査会とかと同時に許可、という形にしています。

委員B

この道は元々水路、小郡開作からの水路で、その水路に蓋をして道路にしている。だからそういうこともあって。で、もう一つ内山さんのところまでは道を広くしてある。だから、建築の方から見れば、多分そういうことだろうと思う。

委員C

2項道路とは違うものなのでしょうか。

事務局

2項道路というのは、道路ではあるけれども幅が足りないもので、みなし道路とも言います。で、今回のものは建築基準法に定める道路として扱われていない、形は道ですけれども、この道を通るから建築基準法に適合します、という道路の扱いになっていない道だと。ただし、先ほど竹中が申し上げましたように、建築審査会で「ここに建てても良い」という許可が得られれば、通れるこの道のようになる、という取り扱いになっているようです。なので今回は2項道路ではなく、非道路という形のものを通る許可を得るということで、同時許可となります。

議長

要は赤札が必要だと。昔はよく赤札と黄札がセットで出ているからできていた。地域によっては赤札がいない所もありますよね。

事務局

そうですね。建築確認がいない所もありますが、ここは建築確認を出すのに、特に注意を要する件ということで、同時許可となります。

議長

これはちなみに、幅員はどれだけになりますか。

事務局

セットバックを含めて4m、もしくは道路中心線から2mということになります。

議長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第20号、議案第21号、議案第23号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案24ページをお開きください。

議案第36号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計4筆 6,152㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。

議案第37号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。
地区協議会において協議していただいたとおりで、合計2筆 1,804㎡でございます。
計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。
御審議よろしくお願いたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第38号の資料を御覧ください。

このたびは、阿東篠目、筆数は98筆、31,440㎡です。

資料1ページに全体の位置を、2ページから4ページに該当農地の筆別詳細を掲載しており、5ページ以降が各対象地の航空写真及び現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしく申し上げます。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案26ページをお開きください。合わせて、参考位置図33ページを御覧ください。

議案第39号から議案第42号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区2件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第39号、議案第40号、議案第41号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているもので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第42号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

続きまして、追加議案、違反転用に対する措置について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは追加議案、議案第43号、違反転用に対する措置について御説明いたします。本日配布しております追加議案及び関係資料をご覧ください。

1 ページ目ですが、対象地につきましては下小鯖の農用地区域である2筆で、転用許可を受けずに太陽光発電設備に使用されているという事案でございます。

3ページ、4ページに地図をつけています。それから5ページが全体の配置図で、違反場所がこの図面の下の黒で囲んでいる所でございます。

6ページが現況写真でございます。

1ページに戻っていただきまして、これまでの経緯、状況につきましては本年3月、施工業者でございます株式会社FUKUSHOから、小鯖の農地利用最適化推進委員さんに、越境して農地にパネルを設置してしまったが、このまま転用を認めてもらいたい、という相談があり、この事案が明らかになったところでございます。

施工業者からは、太陽光パネルの撤去及び原状復旧を9月までに完了する工程が示されておりまして、事務局といたしましては、口頭ではありますが、できるだけ早急に原状回復するよう指示しているところでございますが、現時点で明確な動きがみられないという状況でございます。

また、この FUKUSHO の前身の福岡商店ホールディングスというところが、平成30年8月に吉敷の中尾で、やはり農地転用許可を受けずに関連施設、この時は排水施設を施工いたしまして、その時も「今後農地法を遵守する」旨の始末書が提出されておりまして、追認許可を受けています。

こうしたことから、施工業者は4年間で2回目ということで、内容も同様でありますことから、より悪質であると判断いたしております。

また、国における「農用地区域の違反転用に対しましては、原状回復命令を発すべき」という方針も踏まえまして、この2筆の対象地につきましては、農地に確実に復旧させるため、

施工業者に対しまして、農地法第51条に基づく原状回復命令、行政処分を見据えて、まず前段の手續といたしまして、9月30日を期限とする書面での勧告を発することと致したいと思えます。

2ページ目でございますが、案ということでして、下小鯖の4110番及び4111番の農地において、農地法の許可を受けずに太陽光発電設備の用途に使用しているため、令和4年9月30日までに原状回復、その他違反を是正するための措置を求める内容の勧告書を発するというので、本日の会議にお諮りするものでございます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

今日配られた資料に、無断転用の経緯等が記載されていますけれども、委員の皆さんの御意見等、またこの議案に対しての質問等ありましたら、お願いします。

委員D

これ、面積を見るとかなり広い、3反ほど。私どもでは太陽光の現地調査をして、計画段階で。そしてここでこういう風なものを作りますから、ということで業者さんから説明を受けて、書類を見て妥当と思われれば了承して、サインと。

その後ですね、私どもは許可が出たら、どういう事案で、どういう経緯で分かったのか。後で調べに行っていないですよ。そういう中でこういう風な3反のものが見つかるというのがね。地域の人が「ここ、広すぎるんじゃない」とか、或いは地権者の人が「私は許可しとらん、同意しとらんのにあそこに無断で作ったんや」と、そういう風なことなのか。

事務局

本年3月に、越境して農地にパネルを設置してしまったので、このまま転用を認めてもらいたいという相談があって、発覚しました。

この土地は、元々土地所有者が資材置場としておられたそうですが、その土地に、開発区域を越えて資材置場に太陽光パネルを設置してしまったことが分かった訳で、どのように、後の確認をするのかというのは、課題になろうかとは思っております。

委員A

今日は担当の農業委員さんが欠席なので、私も正確なことはよく分からないのですが、

この FUKUSHO さんの太陽光パネル、山全体を切り開いていて、この農地はその下の方の所にある農地です。

で、工事をしている時から大雨が降って水が流れて、道路の反対側の田に茶色い水が流れ込む等、凄く問題がある所だったので、ずっと農業委員さんはここを注視しておられた。だから度々見に行っておられたり、周辺の、無断転用された地権者じゃない地権者から色々苦情が出て見に行ったりして、私も呼ばれて行ったこともあって、一緒に見たこともありますけれども。

そういったことがあって注視しておられたので、業者としても「このまま黙っていたらまずいかな」と思われて、「やってしまった」と言いに来られたのだと思います。

で、ある種確信犯、このまま押し通していけば良いのではないかという確信犯。業者も2回目です。そういうことでこの度、強く出た方が良いのではないか、勧告書を出しましょうということを地区協で決めたので、総会に議案として上げさせていただきます。

委員E

ここは全部圃場整備がかかっているから、農用地区域じゃないか。

議長

これは禅昌寺から上がっていく。

委員E

上がっていく。上がったらすぐ圃場整備をやっています。そうなるとこの地区は全部農用地区域で、青地ではないですかね。そこにやっているということは、完全に違法じゃないですかね。

委員A

山だけの予定でした。

委員E

土地が農用地ですね。その農用地区域であえてやっているというのは質が悪いというか確信犯。で現金の授受も行われているような、この文章では、何百万円というのが。こういう場合、本来であれば農業委員会は完全に現況に戻しなさいとかいうことをすることにな

るが、地権者と業者の間に農業委員は入るのですか。

事務局

農業委員会としては、議案のとおり原状回復措置命令を出す。それでもなお戻らなければ刑事告発であるとか、罰金であるとか、法律で定められた手続で対処していく。仮にこれに対応しつつ業者と所有者の間でお金のやり取りがあると、これをどうするかというのは、そもそも農地法の範疇の外でお互いがやったことですので、これに対して農業委員が間に入って仲裁に入るとか、段取りを決めるとかいうことはできないことだと、お互いでやってもらわないといけないことだと思います。

議長

この農地は2筆あるが、これは無断転用だということだけれど、結局ここに今設置されているということか。

事務局

もう設置されています。

議長

一時転用やら何やらで、資材置場等で転用を受けている訳ではないということか。

事務局

この2筆について、東側のごく一部を、太陽光パネルを設置するための進入路として使いたいという一時転用は出ています。何十㎡ずつくらいは出ています。

議長

地権者と話ができていて、それでこのパネルが設置されたのか。

事務局

そうだと思います。

事務局

元々所有者が資材置場として使っていた所に、パネルを誤って置いてしまった。それで持ち主の方に相談したら「良いよ、自分も使っていた」というようなことが経緯書に書いてある。なので、了承はされているようです。

委員D

今の事案を聞きますとね、我々は完了検査もせず性善説に立っている訳だから、一応現地でお話を聞き、調査もして、この会の中でパネルを設置しますということで周囲に問題ないからオッケーです、という形で総会にかけている訳なのですが。

このようなことが耳に入ったりした時に、今の行為がけしからんではないかと、早急に撤去しなさいという風なことについて、過去にそうした事例というものはあるのですか。

告発という形になるのでしょうか、最終的にそこまでいって、農地法をきちんと遵守させた例というのは、県下でもないのではないのでしょうか。

事務局

山口市では、勧告を出すというのは恐らく初めてだと思います。ただ、県下や全国的に見れば、当然出ているところはあると思います。

無断転用された時というのは、口頭でよく指導して、それで直ることがほとんどです。ですからそこまでの措置はとっていないのですけれども、手順的には口頭で説明して、駄目なら文書で勧告して、命令出して、それでも駄目なら、という積み重ねがあって、行政代執行をするのかとか、刑事罰として、違反したらいくらですよとか、そういうことになるのかな、と思います。

ただ、山口市として事例がないからやらない、というのは理由にならないと思うので、その辺り、今議論となるところは、過去に始末書、経緯書を出していて、法令を遵守すると言っていたところがあるのと、経緯書で出されたものの中にも疑義がある。分からなかったとか、軽率だったとか書いてありますけれども、前回も同じことをやっていますよね、ということもあるし、部分的にですが、山に入るために道を作っているんですよ、農地に。その部分は一時転用を出していたのに、何故「農地法を知らなかった」というのか、ということ。

始末書の中にも整合性が取れていないところもあるので、参事が申したように悪質性が少なかったりすれば口頭で言って直してもらおうとか、そういうことでも良いと思いますけれども、今回は地区でも話してもらって、もうそういうレベルではないだろうということで総会

まで上がってきています。

一番の根底、上田さんが言われていた、報告完了の分をどこまで見るのか、と言ったところはありますが、今は一応写真を出してもらって、明らかにおかしくなければ問題なしとしていますので。基本はそれで良いと思いますけれども、山口市というか行政自体が性善説に立って、出していただいたものは信じる、当然明らかに法令違反転用だろう、というところは見ることはできないので、行政というものは。

例えば私が申請者だったとして、太陽光発電をやりたいと申請を出しました。この申請者は怪しいけれどどうか、と思ったとしても、その人が法令を「守らないかもしれない」というのは見ないことになっています。今回のように、過去に無断転用していれば別ですが、特にそういった実績がなければ、基本的には性善説に立って処理するようになるので、一般的な転用としてはそういった形になっています。

ただ正直なところ、今回のような事例が山ほど出てくるというのであれば、今の確認の方法についてもどうしても見直さないといけないということになってくると思います。その辺については今後の取扱いにもなってくるので、今は今回のこの件について審議していただいて。そして今後どうするのが良いのかというところで、皆さんの持ち帰りで、総会でこんな事例があったということの話を地区協で出してもらって、じゃあ完了って、今写真だけで完了しているけれど、このままじゃいけないのではないかと、写真だけじゃなくて現地見なければ、きっちりやったら大変ですけれども、そうした方が良いのではないかと意見がたくさん出てくれば、見直すべきなのかな、ということもありますので。

あくまでこれは今後の話になりますので、まずはこの件だけに関して審議していただけたらと思います。以上です。

委員D

この上は山ですかね。

事務局

そうです。

委員F

この農地は農振農用地ですよ。一番厳しい農地ですから、勧告を今回実施してですね、太陽光発電には色々他にも問題があるらしいので、こういう厳しい対応があったという

ことを知らせるために、やるべきだと思います。

委員G

5ページのところを見るのですが、違反場所というのは、この脇ですか。

事務局

そうですね。5ページを見てもらったらパネルを置いてある辺り、広がっている所がありますが、本当はそこだけが山林、農地ではないということで計画が収まるはずだったんですよね。ただ、出来上がってみたら、その違反場所、農地ですが、そこまではみ出てきてしまって、そこは農地転用が必要ですし、そもそも青地と呼ばれる所で、青地が太陽光目的の除外を認めていないので、許可ができる所ではないということもあって、追認ができるような所でもないのです。そういった要素もあって、今回その他業者の経緯もありますので。

委員G

ここの違反転用の場所に、写真のような太陽光パネルが設置されているのですか。

事務局

そうですね。5ページの「違反場所」といった所の北側に法面、図面で示してありますが、その法面が写真でいうところの、上のコンクリート張りの所だということです。ですから正直な所、1列2列、少しはみ出たとか、そういうレベルではなくて、もうごっそり越境しているみたいです。

議長

違反場所のちょっと上の四角い囲み、あれは何ですか。これも山林か。

事務局

白い角は調整池だそうです。そして、写真でいうグレーの部分にあたるそうです。

事務局久保

この太陽光発電設備は78,000 m²と、相当大きいので、下に調整池がいます。その調整池がコンクリート張りのグレーのものです。そして、山林と田の間に法面が、位置図では入

っていると思いますが、この法面にも太陽光パネルを張っていて、斜め向きに傾斜がかなりきつい状態で張っているパネルが、5ページの図の調整池の南側の法面にあたる部分です。ですから法面、斜めに張っている部分の下の水平に近いパネルは全部違反転用部分です。傾斜が急なパネルと傾斜が緩いパネルが写っていて、傾斜が緩いパネルが農地に張っているものです。

議長

他に何かあれば。何もなければ採決をしますが。

委員G

すみません。先程の説明でいえば下側の写真の調整池の下の4つくらいありますが、この4列のパネルのどこからどこまで違反なのか、ということをはっきりしてもらいたいのですが。

事務局

下の写真を御覧いただいたら、6ページですけれど、グレーのコンクリート張りの物がありまして、井上委員の仰った物、これが調整池です。その調整池に接しているように見えるパネルが1列あると思いますが、これ傾斜が急なパネルで、これは調整池の下の法面に張ってあるパネル。これは山林に入る部分です。

で、その次の列から平たい、傾斜がかなり水平に近いパネルが2列見えて、3列目の端が左側に見えますけれど、この3列は農地の部分です。

委員G

そこが問題になっているということですか。

事務局

そうですね。その下側の平たい所が問題です。

安田会長

結局はこのパネルを撤去したら良いのだろう。

事務局

この平たい部分のパネルを全部撤去してもらおうということになります。

事務局

そしてきちんと農地に返していただく。

議長

これは山口市の農業委員会だけではなく、市の農業政策課もですが、県もですね。農用地を設定する権限があるが、伝えているか。

事務局

そうですね。農用地区域を設定するには県の決定が必要です。で、林地開発許可もかなり広いので受けている案件で、林地開発許可に関する完了検査の時に県も知っているの、県の耳にも入っていると思います。

議長

これから勧告書を出すのは良いにしても、今後については山口市農業委員会だけがどうこうする、ということには出来ないだろう。特に青地の設定に関することを農業委員会がすべて受けているのであれば良いけれど、これは関連部署につながっているから。

事務局

そうですね。林地開発許可の方は、農用地区域への越境や農法の違反については基本的に管轄外なので、林地開発の方は農地法と区切って判断するというお話です。で、農用地区域のエリアまでパネルが張っているということについては、山口市農業政策課と県の農業振興課とお話をしながらどうするか、ということもありますけれども、いずれにしてもそもそも太陽光パネルを張ってはいけない所として設定してあるので、まずは農業委員会がやるべきこととして粛々とやらなければいけないのかなと、その上で青地設定サイドから「そこまでしないでくれ」と言われたら「いや、うちは決められたことをやるんだ」ということで話をせざるを得ないかなと思っています。

ただ、こういうことをやりますという情報の共有はすべきかと思っています。

議長

丁度合併した当時、青地の部分が会計検査に引っかかった。引谷と山口市内の何か所か。けどどこに来るか分からないという。そこで徳地引谷が引っかかったのだけれども、この中に2か所、青地の中に無断転用をしていた。所有者は別々であったが。片方は鉄骨の倉庫、木材関係の仕事をやっていたので木材用の倉庫を作っていたので、鉄骨も何もかも撤去させて、基礎の部分を撤去するのはあまりにもということで真砂をかけてきれいにしたのだけれども、それで一応良いこととした。それから除外の手続をして転用申請を受けるといって対応した。そしてもう一件の方は青地の中に家を建てていた。その家は本宅と渡り廊下を作ってつなげていた。片方はそこまで原状回復させて、片方は家だから良いことにするというのは不公平感があるから、当事者で話し合っ、納得いく段階で家の方は渡り廊下だけを撤去した。その時たまたま会計検査は徳地引谷には来ず南部の方に行っただけだけれど。だから一番良いのは、パネルを全て撤去して原状回復ということだけれども。青地でこういうことをして黙って了解したとして出ていくと、知った時に「あそこは青地で太陽光をやってるじゃないか。自分の所も青地でやろうと思っているがどうか」と言われた時には、私たちは何も言えなくなる。

事務局

今回ですね、業者の方もパネルの撤去については了承しております。今回勧告書を出すというのは、より確実に農地に返していただくというのが前提でして、そのために勧告書という手続をとりたいということで、今回提案をしておりますので、業者の方もそのまま認められてパネルを設置するということは考えてらっしゃらないので、撤去するということについては、了承されているところでございます。

委員D

原状回復に向けて動いているということで良いのですね。

事務局

そのとおりです。

議長

先日徳地地区でもありましたが、無断転用、これは5条の転用許可申請が出て現地を見

に行ったら瓦の破片が敷き詰められていたというのがあって、結局無断転用だけでなく産業廃棄物でもあるということで、保健所からも連絡を受けて処理をしたんですけども、今度は逆に保健所の方が「瓦を撤去したら真砂を入れても良い」と言ったそうで、地権者はまだ許可を受けていないのに真砂を入れたという。先日地区協で審議しましてこれを追認するかしないか。一応我々としては農地の原状復旧、真砂を取り除いてもらって、転用なら転用を受けると、地区協ではそういう判断となった。

だからやはり、こういう一つのケースが出てくると、ある程度は強い意思を持って、山口市農業委員会としてやっていかないと、言葉は悪いですけども、なめられるというか、まあ何とかしたらオーケーが出るということになっていくと思うので、勧告をするということは良いことでもあるし、また上田委員が言われたように原状回復ということで進んでいるのであれば、山口市農業委員会だけでなしに、農業政策課や県と調整を取りながら進めていかないと。

これは小鱈の禅昌寺から上がったところですけども、これは凄いところです。その当時は交通の利便性など見ていないから、上がって行って山を切り開いていった所です。

委員H

経緯書ですが。日付が入っていませんが、経緯書をきちんと書かれて日付が入っていない。どうして日付が入っていないのですか。

事務局

確かに経緯書と始末書につきましては日付が入っていませんが、これは間違いなく業者から提出されたものでございます。しかしながらこの経緯書と始末書の内容を確認している段階で、実は先程申しました過去の無断転用が明らかになったということございまして、今時点では、当時報告してもらった資料として扱っているものでございます。

委員H

このまま出てきたんですね、そしたら。日付が入らないで。書類上変じゃありませんか。

事務局

ですから当時の資料ということで添付していますが、そういう取扱で進めています。

委員A

北部地域でいただいた経緯書の資料、同じ内容が書かれていますが、ここには令和4年4月30日の日付が入っています。どちらが本当の資料かわかりませんが。

事務局

業者がまず日付が入っていない物を、事務局に送ってきました。メールや郵送で来たものであれば、事務局は受け取ります。そして4月の末か5月の頭に業者が一度事務局に来たので、現状を確認しました。その時にお配りしている工程についての話もされています。その時に4月30日付の経緯書を持ってこられました。

ただ、いずれにしても先程参事が申し上げたように、この経緯書について確認している最中に、吉敷での話が出てきて、この経緯書の中身が本当であるかという疑念も出てきました。そのため、4月30日に出てきた経緯書は、確かにもらいはしたけれど、これを真正なものとして受け付けるとか、これを基準にして物事を進めていくとかいう話にはならないということになりました。本来は日付のない物を参考資料としてもらっているに過ぎないということなので、これを基準にして物事を進めていくとかいう話にはならないから、日付が入ったものを地区協で出さない方が良かったと思います。

正式な資料として事務局が受付印を押して、これを基にやってみましょう、というほどのものではないという風に思ってもらえれば、と思います。

議長

農地法において違反転用に対して規定はありますけれども、実際にそれが行われたというのは見たことがないんですね。そういう中で、今まで山口市で起きたことがないような事例だろうと。

一番私が思うのは、ここが青地であるということ。

委員I

質問があるのですが。5ページのところで、林地の部分の開発の完工検査というのは既に県の方で済んでいるということでしたが、その時に一番下側の農用地になっている、いわゆる違反場所ですね、あそこにはパネルは既に設置されていたのですか。完工検査の時はどうなっていましたか、というのが一つ。それから5ページの図面では分かりにくいですが、網掛けがしているところが、パネルの設置面積になるのですか。法面の所の工事のと

ころが色が薄くなっていますが、もう少し説明していただきたいと思います。

事務局

県の検査の時には、既に写真のように違反場所の所にパネルは設置されていました。それと網掛けの部分と言われましたが、これがパネルそのものです。

委員I

その面積が7.83haということですか。それとも敷地面積ですか。

事務局

パネルの設置面積が7.83haです。

委員I

そうすると、違反場所と言われるところは、県の完工検査が終わった時に、含めて受けておられるということになるのですか。

事務局

県の林地開発の完工検査は、あくまで林地開発の許可申請が出た範囲のみ検査をする、というスタンスだそうです。今回の太陽光発電設備の計画、林地開発許可申請は、農用地区域を開発区域外にしているのです、そこはそもそも検査の対象にならないと。だからそこが何になっても、林地開発の完工検査では関係ない、というのが県の林地開発のスタンスだそうです。

5ページに書いているモジュールの設置面積は、林地開発許可申請の時に出しているモジュールの面積なので、開発区域内にこれだけの物が張ってあったら、その開発区域外のことについては関与しないという考え方です。

委員B

だから調整池から上を見て、問題なしとしたと。多分調整池から下は、圃場整備をしているから、おかしいというのは向こうも分かっているけれども、けれども県としては言えないと。市が言ったら、市は農業委員会と一緒にだから「おかしい」と言えるかもしれないけれども、最後は県に関係するから、だから農政や県と調整しながら進めていく必要がある、とい

うのが会長の意見だろう。

それはやっていかなければならないが、我々としては青地の農地を太陽光にしているのだから、駄目よと言うべきだろうということで、このような手続をしていくということで、みんながこれに賛成ならば、それしかない。

議長

これは北部の議案ですけれども、1反、1,000 m²以上の案件は全員で現地を見る、そうでなければ審議するのに他地区の委員が分からないと、いうのであれば総会で認められれば全員でと。だから現実としてはこれも、山口県の農業委員として、全員で行くべきだろうと思います。行って実際に経緯書とか図面などと比較して、現地を実際に見てものを言わないと、その辺の捉え方が変わるだろうと思います。現地行かれた方はおられますか。北部の委員さんは行かれた方もおられるかもしれませんが。私もここにパネルが張られるまでに1回行きました。ここで山を削ってやっているということで。だから出来る前、造成中でしたが。

委員D

この事案は、恐らく今後の太陽光あたりに絡む農地法による対処方法の試金石になると思うんですよ。この結果で要するに追認という形になってしまって、業者の方が勝ったということになってしまったら、それこそ農業委員会の沽券にかかわるくらいでいかないとですね。今度は途中で政治屋が入ってきたりということがあるかもしれないし、それでもなおかつ進めていかないとですね、農業委員会そのものの存在価値にまで発展するのではないかと思いますので、当初通りでやればと。

委員G

9ページに始末書というのがありますけれども、これは相手方の方から山口市農業委員会に届いたものですけれども、これにもう下の方に「なお、今回無断転用をして太陽光パネルを設置した農地については、速やかに段取り等を行い、撤去及び原状復旧を実施することを確約いたします」と書いてある。これを確認して、ここからここまでというのを現地で確認して、この始末書の月日を書いていない物に月日を書いて、これを確定させたら向こうはその義務を負う訳ですから、原状復旧になる。

だから山口市の方でこの文書をもらっていないという立場で行くと、ズルズルいくので、

速やかに決裁して受け取って、もう確実にそこを原状復旧してねという風に言うべきではないかと思います。だからもう、そのことだけで済む訳ですよ。

委員B

原状復旧してねというのを今まで口頭で言っていたけれど、悪質だから文書でやろうと。始末書は提出してくれていますが、「してください」というのは、こちらから文書を出さないと、事務手続的にはできない。これだったら口頭で言った、ということにしか過ぎない。

だから文書を出したい、というのが事務局からの意見。もう始末書だけではやってもらえない、悪質だから。この書いてある始末書も今までの経緯から言われたように。農地として使ってくださいということも知っている。

委員G

それはそうかもしれない、悪質性は高いかもしれないけれど、まずはこの文書、始末書を確定して、それで向こうがやるというのなら、じゃあいつまでにやるのかとかいう話を詰めて、それが実行されない時に、今恒富さんが言われることになっていくのではないのか。

委員B

だから口頭で言ったら話にならないから。

委員G

だから文章で「確約する」と書いてある。

委員B

書いてあるけれども向こうがやらないから、悪質だからこの文書を出そうという話だろう。

委員G

だけど先程の説明は、この始末書自体をまだ受理していない。

委員B

そうそう、中身が違うから受理していない。

委員G

中身が違うんですか。

事務局

始末書というのは、基本的に参考資料だと思ってください、今回に関しては。というのは、原状回復するために経緯書や始末書は必要ありません。

今、始末書と経緯書が出てきたのが、業者の方が勘違いして。このままやりたいから、今ある太陽光パネルを設置したまま、追認というものを今までしていますが、そういうことができるのではないかとということで、始末書・経緯書を提出してきました。事務局も経緯を知りたいということもあって求めたのかもしれませんが。

なので、始末書、経緯書が絶対いるのは、追認の許可をする時です。

ただ今回の件に関しては、青地で許可要件を満たしていないため、絶対に許可されません。なので、始末書、経緯書というのはあくまでも参考資料、業者が今こう言っているという段階ですね。

で、当初のところに戻りますけれども、始末書、経緯書出してもらっています、参考資料として。ただ、その中にも疑義がある、というのは確かですね。平成30年にも同じことをやって、「今後同じことをしません」と言いながら同じことが起きているということが問題なんですよね。

ですから事務局としては口頭で伝えていますが、戻してくださいと。ただ、今現在戻している所はない。そういったところで、ではどうしようかという話があるので。

だから今井上さんが言った方向も一つの方法だと思うんですけど、今、山口市の無断転用は非常に弱い。基本的に口頭で説明してくださいね、最初はと。で、どうしても言う事を聞いてくれない場合には、今審議している勧告書、そしてその後に原状回復命令と続いていきます。

ですから井上さんが言われるように、勧告書を出すまではやりすぎだろうことであれば、一回今言われたみたいに、必ず9月30日までに戻しますよという誓約書をとって、それで様子を見る、というのも一つの手だと思います。

井上さんが言われるみたいに、もう一回口頭で相手方に投げかけて、誓約書を出してもらおう。9月30日までに必ず直すという誓約書をとって、それで終わりとするか。それは運用の部分だと思うので、理由が立つと思います。そうするのか、それとも今事務局が提案しているみたいに、もう口頭では十分説明しているし、出してきたものも疑義があるから、こっ

ちは本気だということで勧告書を出すか。

要はですね、内容はですね、目標とする「現地を復旧させる」ということは一緒ですけども、井上さんが言われるように口頭よりちょっと上のもの、で勧告書となると誓約書よりもうちょっと上になるのかな、といったところがあるので、もし今事務局が出した案ではなくて、今井上さんから言われるみたいに、誓約書だけで良いのではないかという意見があれば、そのように言ってもらって、判断の一つのなるのかなと思います。

委員G

この資料をずっと読み進めていくと、何か向こうからは確約、回復するよと言っているのに、山口市が資料を宙ぶらりんにしていて業者として何もできないんです、という口実を与えているのではないか、という気がしてしまいます。

だから、そこで始末書というやり方がいけないのであれば、今言われるような誓約書を取って、向こうがやるというのなら、「9月30日で良いですね」と言って誓約書をもらって、それが出来なかったら次の段階に行くのかなと、思います。

しかし、今の説明を聞いてようやく分かりました。この文章だけ見たら山口市の方が事務を長引かせているようにしか見えなかったのです。

委員J

口頭で市の方も大分話しているだろうし、勧告書を出していかなければならないのでは。大体青地のところにそういうようなものを作ること自体、もってのほかの話ですから。もう市の言われる勧告書を出して、それに関する向こうからの誓約書を取るというのが、こういう始末書を出してきている以上、市の勧告書に対する向こうからの確約書ですかね、そういうものを提出させる、という方向で良いんじゃないですかね。

委員G

良いと思います。誓約書を取られるのが大事かと。

委員I

今の件ですが、私は「長引かせても追認はしません」という態度を示すか示さないか、が分かれ目だと思っています。ですから、追認というものをする気はありません、撤去してください、という強い態度で出るならば、きちんと勧告するというのが良いのではないかと思います。

います。

人情味豊かな追認説でいったら、長引かせた方が儲けもんです。

議長

この件について長い間議論して、そうしたことで今事務局が案を出しております勧告書、これを出すか出さないか。皆様の決をとりたいと思います。

では、勧告書を出すということに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員勧告書を出すという、賛同の意見でございますので、これをもってまた事務局と協力しながら、前に進めてまいりたいと思います。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。7月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見等なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【連絡事項等なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第5回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年8月18日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 良一

署名委員 井上 浩一郎

記 録 者 久保 謙一郎